

## 9. 用具の支給など

### (1) 補装具費支給事業

#### ■内容

身体障がいのある方に、障がいのある部分を補って、生活をしやすいするための補装具の購入費、修理費又は貸与費を支給します。

種類	対象の障がい	耐用年数
視覚障害者安全つえ	視覚、難病等	▲2～5年
義眼		2年
眼鏡・遮光眼鏡		4年
補聴器	聴覚、難病等	5年
人工内耳 (音声信号装置の修理に限る)	聴覚、難病等	—
○重度障害者用意思伝達装置	音声・言語機能、肢体不自由、難病等	5年
△義肢	肢体不自由、難病等	▲1～5年
△装具		▲1.5～3年
△姿勢保持装置		3年
●車いす		6年
●電動車いす		6年
○●歩行器		5年
●歩行補助つえ		▲2～4年
○座位保持いす		3年
起立保持具		3年
頭部保持具		3年
排便補助具	2年	

※●印は介護保険サービスの利用が優先です。

※▲印は素材や部位によって耐用年数が異なります。

※医師の意見書や京都府家庭支援総合センターの判定が必要な補装具もあります。

※○印は用具の貸与となる場合があります。

※△印は完成用部品に限り貸与となる場合があります。

#### ■対象者

身体障害者手帳を持つ方または難病等対象者

## ■ 手続き

<p>① 相談・申請書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 申請書</li> <li>◎ 補装具の購入・修理にかかる事業者からの見積書</li> <li>◎ 障害者手帳の写し</li> <li>◎ 難病等対象者の場合、特定疾患受給者証の写しなど</li> <li>◎ 盲人安全つえ・歩行補助つえ以外の場合、医師の意見書など</li> <li>◎ 個人番号カード、または通知カードと顔写真付き身分証明書（例、障害者手帳）など</li> </ul>
<p>② 支給決定</p>	<p>支給の可否などを決定して、市から申請者に支給決定通知書を交付します。</p>
<p>③ 購入・修理</p>	<p>利用者から事業者注文し、利用者負担額を事業者にお支払いください。</p>

※補装具・医療相談などを行う巡回更生相談（15 ページ）もあります。障害者手帳（特定疾患受給者証）をお持ちいただくと、会場で申請手続き（この場合、見積書・意見書は不要）も可能です。

## ■ 利用者負担額と所得要件

補装具の購入・修理にかかった費用の1割は、基本的に利用者負担ですが、利用者負担を軽減するため、下記のとおり所得に応じて1カ月あたりの負担上限額が定められています。

利用者	判断する範囲	所得の状況	負担上限月額
共通	利用者の属する世帯	生活保護を受給	0円
障がい者	利用者と配偶者	市民税が非課税	0円
		市民税所得割額が合計16万円未満	18,600円
		市民税所得割額が合計16万円以上46万円未満	37,200円
障がい児	保護者の属する世帯	市民税所得割額が合計46万円以上	補装具費不支給
		市民税が非課税	0円
		市民税が課税	18,600円

## ■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

(2) 日常生活用具給付事業

■ 内容

障がいのある方に、日常生活をしやすくするための用具などを給付します。

種類	限度額	対象の障がい	耐用年数
● 特殊寝台	154,000円	学齢児以上の下肢・体幹機能障害2級以上、寝たきりの難病等	8年
● 特殊マット	19,600円	3歳以上の下肢・体幹機能障害1級、知的障害A、寝たきりの難病等	5年
● 特殊尿器	67,000円	学齢児以上の常時介護を要する下肢・体幹機能障害1級、自力で排尿できない難病等	5年
入浴担架	82,400円	3歳以上の常時介護を要する下肢・体幹機能障害2級以上	5年
● 体位変換器	15,000円	学齢児以上の常時介護を要する下肢・体幹機能障害2級以上、寝たきりの難病等	5年
● 移動用リフト	159,000円	3歳以上の下肢・体幹機能障害2級以上、下肢・体幹機能障害のある難病等	4年
訓練いす	33,100円	3歳以上の下肢・体幹機能障害2級以上の児童	5年
● 訓練用ベッド	159,200円	学齢児以上の下肢・体幹機能障害2級以上の児童、下肢・体幹機能障害のある難病等	8年
● 入浴補助用具	90,000円	3歳以上の入浴に介助を要する下肢・体幹機能障害、難病等	8年
● 便器(手すりなし)	4,450円	学齢児以上の下肢・体幹機能障害2級以上、常時介護を要する難病等	8年
● 便器(手すりあり)	5,400円		
T字杖・棒状の杖	3,150円	3歳以上の平衡・下肢・体幹機能障害	4年
● 移動・移乗支援用具	60,000円	3歳以上の家庭内の移動に介助を要する平衡・下肢・体幹機能障害、下肢が不自由な難病等	8年
頭部保護帽	37,852円	平衡・下肢・体幹機能障害、てんかんの発作などで頻りに転倒する知的障害	3年
特殊便器	151,200円	学齢児以上の上肢障害2級以上、知的障害A2以上、上肢機能障害のある難病等	8年
火災警報器	15,500円	聴覚障害2級(火災の感知・避難が困難な障がい者のみの世帯など)	8年
自動消火器	28,700円	身体障害2級以上、知的障害A、難病等(火災の感知・避難が困難な障がい者のみの世帯など)	
電磁調理器	41,000円	18歳以上の視覚障害2級以上、知的障害A(視覚・知的障がい者のみの世帯など)	6年

しゅるい 種類	げん ど がく 限度額	たいしょう しょう 対象の障がい	たいよう 耐用 ねんすう 年数
ほ こう じ かんえんちようしんごう 歩行時間延長信号 きよう こ がたそうしん き 機用小型送信機	7,000円	さい い じよう し かくしょうがい きゆう い じよう 18歳以上の視覚障害2級以上	ねん 6年
おくないしんごうそう ち 屋内信号装置	87,400円	さい い じよう ちようかくしょうがい きゆう ちようかくしょう しや 18歳以上の聴覚障害2級(聴覚障がい者のみ の世帯など)	ねん 10年
とうせきえき か おん き 透析液加温器	51,500円	さい い じよう とうせきりようほう おこな じんぞう き のうしょうがい きゆう い 3歳以上の透析療法を行う腎臓機能障害3級以 上	ねん 5年
ネブライザー	36,000円	さい い じよう こきゆう き き のうしょうがい きゆう い じよう どうてい 3歳以上の呼吸器機能障害3級以上または同程 度の障害、呼吸器機能障害のある難病等	ねん 5年
でん き じき きゆういん き 電気式たん吸引器	56,400円	ど しょうがい こきゆう き き のうしょうがい なんびようとう 度の障害、呼吸器機能障害のある難病等	ねん 5年
どうみやくけつちゆうさん そ ほう わ 動脈血中酸素飽和 ど そくてい き 度測定器	141,800円	じんこう こきゆう き そうちやく ひつよう なんびようとう 人工呼吸器の装着が必要な難病等	ねん 5年
さん そ うんぼんしゃ 酸素ボンベ運搬車	17,000円	さい い じよう いるよう ほけん ざいたくさん そりようほう おこな かた 18歳以上の医療保険で在宅酸素療法を行う方	ねん 10年
おんせいしきたいおんけい 音声式体温計	9,000円	がくれい じ い じよう し かくしょうがい きゆう い じよう もうじん せ 学齢児以上の視覚障害2級以上(盲人のみの世 帯など)	ねん 5年
たいじゆうけい 体重計	18,000円	がくれい じ い じよう し かくしょうがい じよう し き のうしょうがい きゆう い 学齢児以上の視覚障害、上肢機能障害2級以 上	ねん 6年
けいたいようかい わ ほ じよそう ち 携帯用会話補助装置	98,800円	がくれい じ い じよう ほつせい ほつ ご いちじる しょうがい 学齢児以上の発声・発語に 著しい障害のある おんせいげん ご き のうしょうがい したいふ じゆう かた 音声言語機能障害・肢体不自由な方	ねん 5年
じようほう つうしん し えんよう ぐ 情報・通信支援用具	150,000円	がくれい じ い じよう し かくしょうがい じよう し き のうしょうがい きゆう い 学齢児以上の視覚障害、上肢機能障害2級以 上	ねん 6年
てん じ 点字ディスプレイ	383,500円	さい い じよう し かく ちようかく ちようふくしょうがい げんそく きゆう い 18歳以上の視覚と聴覚の重複障害(原則2級以 上)、点字を使用する視覚障害	ねん 6年
ひようじゆんがたてん じ き 標準型点字器	10,712円	がくれい じ い じよう し かくしょうがい きゆう い じよう 学齢児以上の視覚障害2級以上	ねん 7年
けいたいようてん じ き 携帯用点字器	7,416円	がくれい じ い じよう し かくしょうがい きゆう い じよう 学齢児以上の視覚障害2級以上	ねん 5年
てん じ 点字タイプライター	63,100円	がくれい じ い じよう し かくしょうがい きゆう い じよう 学齢児以上の視覚障害2級以上	ねん 5年
ろくおんさいせい 録音再生ポータブル レコーダー	85,000円	がくれい じ い じよう し かくしょうがい きゆう い じよう 学齢児以上の視覚障害2級以上	ねん 6年
さいせいせんよう 再生専用ポータブル レコーダー	35,000円	がくれい じ い じよう し かくしょうがい きゆう い じよう 学齢児以上の視覚障害2級以上	ねん 6年
かつ じ ぶんしよよ あ そう 活字文書読み上げ装 ち 置	99,800円	がくれい じ い じよう し かくしょうがい きゆう い じよう 学齢児以上の視覚障害2級以上	ねん 6年
かくだいどくしよ き 拡大読書器	198,000円	がくれい じ い じよう ほんぞうち も じどう よ 学齢児以上の本装置で文字等を読めるようにな る視覚障害	ねん 8年
しよどくしき ど けい 触読式時計	10,300円	さい い じよう し かくしょうがい きゆう い じよう 18歳以上の視覚障害2級以上	ねん 10年
おんせいしき ど けい 音声式時計	13,300円	さい い じよう し かくしょうがい きゆう い じよう 18歳以上の視覚障害2級以上	ねん 10年
つうしんそう ち 通信装置	71,000円	がくれい じ い じよう ちようかくしょうがい ほつせい ほつ ご いちじる 学齢児以上の聴覚障害、発声・発語に 著しい 障害のある方	ねん 5年
FAX	35,000円	がくれい じ い じよう ちようかくしょうがい ほつせい ほつ ご いちじる 学齢児以上の聴覚障害、発声・発語に 著しい 障害のある方	ねん 5年
じようほうじゆんそう ち 情報受信装置	88,900円	さい い じよう ちようかくしょうがい 3歳以上の聴覚障害	ねん 6年
でんどうしきじんこうこうとう 電動式人工喉頭	72,203円	こうとうてきしゆつ おんせい き のうしょうがい 喉頭摘出した音声機能障害	ねん 5年
ふえしきじんこうこうとう 笛式人工喉頭	5,150円	こうとうてきしゆつ おんせい き のうしょうがい 喉頭摘出した音声機能障害	ねん 5年
てん じ と しよ 点字図書	いっばん と しよ 一般図書と の差額	おも てん じ じようほう にゆうしゆ し かくしょうがい 主に点字で情報を入力している視覚障害	

しゅるい 種類	げん ども がく 限度額	たいしょう しょう 対象の障がい	たいよう 耐用 ねんすう 年数
かみ 紙おむつなど	つき 月12,000円	さい い じょう せんでんせいしつかんとう きいん こうど はい 3歳以上の先天性疾患等に起因する高度の排 べん はいよう き のうしょうがい ぜんしんせいしょうがい 便・排尿機能障害のある全身性障害	
しょう か き けい 消化器系ストマ用 そう ぐ 器具	つき 月8,858円	さい い じょう 3歳以上のストマ造設者	
によう ろ けい 尿路系ストマ用装 ぐ 具	つき 月11,639円		
だんせいようしゅうようき 男性用収尿器	7,931円	さい い じょう こうど はいよう き のうしょうがい 3歳以上の高度の排尿機能障害	ねん 1年
じょせいようしゅうようき 女性用収尿器	8,755円		
● きょたくせいかつどう さ ほ じょ 居宅生活動作補助 よう ぐ 用具	200,000円	がくれい じ い じょう か し たいかん き のう にゅうよう じ き い 学齡児以上の下肢・体幹機能または乳幼児期以 ぜん ひ しんこうせい のうびょうへん い どう き のうしょうがい 前の非進行性の脳病変による移動機能障害の3 きゅう い じょう とくしゅべん き とりかえ じょう し しょうがい きゅう い 級以上(特殊便器への取替は上肢障害2級以 じょう か し たいかん き のうしょうがい なんびょうとう 上)、下肢・体幹機能障害のある難病等	

※●印は介護保険サービスの利用が優先です。

### ■ たいしょうしゃ 対象者

- ① じょうひょう しゅるい たいしょう しょう がつ ち しょうがいしゃ てちょう とくていしつかんじゅきゅうしゃしょう  
上表「種類」の「対象の障がい」に合致する障害者手帳または特定疾患受給者証  
をも かつ  
を持つ方
- ② い し いけんしょ どうとう しょう よう ぐ ひつようせい みと かつ  
医師の意見書により「①」と同等の障がい で 用具の必要性が認められる方

### ■ てつぎ 手続き

① そうだん しんせいしょ 相談・申請書 ていしゆつ の提出	なんたん し しゃかいふく し か かく し しょ そうだん しんせいしょ ていしゆつ 南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出して ください。 ひつよう 《必要なもの》 ◎ 申請書 ◎ 用具の購入にかかる事業者からの見積書など ◎ 対象者①の場合、障害者手帳または特定疾患受給者証の写し ◎ 紙おむつを申請する場合または対象者②の場合、医師の意見書
② きゅう ふ けつてい 給付決定	きゅう ふ か ひ けつてい し しんせいしゃ きゅう ふ けつていつう ち しょ こう 給付の可否などを決定して、市から申請者に給付決定通知書を交 付します。
③ こうにゆう 購入	りようしゃ じぎょうしゃ ちゅうもん りようしゃ ふ たんがく はっせい ばあい じ 利用者から事業者に注文し、利用者負担額が発生した場合は、事 ぎょうしゃ きんがく しはら 業者にその金額をお支払ください。

### ■ りようしゃ ふ たんがく 利用者負担額

げん ども がく こ きんがく りようしゃ ふ たん  
限度額を超えた金額は利用者負担です。

### ■ たんとうまどぐち 担当窓口

なんたん し しゃかいふく し か でん わ  
南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

### (3) 軽・中等度難聴児支援事業

#### ■内容

難聴児の保護者に、補聴器の購入・修理費の2/3以内を助成します。

#### ■対象者

下記のすべてに該当する方

- ① 対象年度の4月1日時点で18歳未満の方
  - ② 両耳の聴力レベルが30dB以上70dB未満で補装具費支給事業の対象とならない方
  - ③ 補聴器をつけることで、言語の習得などに効果があると医師が判断する方
- ※ 保護者の属する世帯に、市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合、この事業は利用できません。

#### ■手続き

① 相談・申請書の提出	南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。 ≪必要なもの≫ ◎ 申請書 ◎ 補聴器の購入・修理にかかる事業者からの見積書 ◎ 医師の意見書など
② 交付決定	交付の可否などを決定して、市から申請者に交付決定通知書を交付します。
③ 購入・修理	利用者から事業者注文し、購入・修理費を事業者にお支払いください。
④ 請求書の提出	市社会福祉課または各支所に、請求書を提出してください。 ≪必要なもの≫ ◎ 請求書（押印と振込口座の記入が必要） ◎ 補聴器の購入・修理にかかる事業者からの領収書

#### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166

## (4) 聴覚障害者等通信支援事業

### ■ 内容

通信が困難な聴覚・言語障がいのある方に、FAX装置の用紙を支給します。

◎支給上限数：1世帯につき月あたりロール紙1本またはA4用紙など1包（500枚）

### ■ 対象者

①聴覚障害2級の身体障害者手帳を持つ方

②言語機能障害3級の身体障害者手帳を持つ方

### ■ 手続き

<p>① 相談・申請書の提出</p>	<p>南丹市社会福祉課または各支所に相談のうえ、申請書を提出してください。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎申請書（購入用紙の品番の記入が必要）</p> <p>◎障害者手帳の写し</p>
<p>② 支給決定</p>	<p>支給の可否などを決定して、市から申請者に決定通知書を交付します。</p> <p>《必要なもの》</p> <p>◎決定通知書</p>

### ■ 利用者負担額

利用者負担はありません。

### ■ 担当窓口

南丹市社会福祉課 電話：0771-68-0007 / FAX：0771-68-1166